



報道関係者 各位

令和4年2月1日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課 長 新田 純康

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

行田公共職業安定所職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年2月1日（火）、行田公共職業安定所（勤務地 羽生市中央3-7-5 羽生市民プラザ1階 羽生市ふるさとハローワーク 以下「ハローワーク行田」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、1月21日（金）まで出勤し、窓口には飛沫感染防止の亚克力板を設置の下、終日マスクを着用し勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として24日（月）以降は自宅待機していたところ、30日（日）に発熱し、31日（月）にPCR検査を受けて、2月1日（火）に感染が確認されたものです。

ハローワーク行田では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁し、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。